

令和3年度 第1回三重県地域医療対策協議会 事項書

開催方法 書面開催

1 三重県地域医療対策協議会医師専門研修部会の結果及び国への意見について 【資料1】

協議事項

○厚生労働省への意見について

医師法第16条の10及び厚生労働省からの意見照会に基づき、医師専門研修部会において令和4年度に研修を開始する日本専門医機構の専門研修プログラム等を審議した結果、国に改善を求める意見はありませんでした。

このため、本結果に基づき、厚生労働省に「意見なし」として報告いたしました。

詳細については資料1のとおりです。

- 資料1 令和3年度 三重県地域医療対策協議会医師専門研修部会の結果及び国への意見について
- 参考資料
 - 三重県地域医療対策協議会医師専門研修部会 資料（抜粋）
 - ・事項書、委員名簿、運営要領
 - ・専門研修プログラム一覧
 - ・医師法第16条の10の規定に基づく専門研修に関する協議について
 - ・医師専門研修プログラム（令和4年度研修開始）チェックリスト（三重県）

三重県地域医療対策協議会委員

No	役職	委員名	出身団体等名称・役職	法令において掲げる者	地域	備考
1	委員	伊藤 正明	三重大学 学長	大学その他の 医療従事者の 養成に係る機関	-	
2	委員	竹田 寛	三重県病院協会 理事長	地域の医療関係団体	-	
3	委員	伊佐地 秀司	三重大学医学部附属病院 院長	特定機能病院	-	
4	委員	新保 秀人	三重県立総合医療センター 院長	地域医療支援病院	三四	
5	委員	勝峰 康夫	三重県立志摩病院 院長		伊勢	
6	委員	森 拓也	鈴鹿中央総合病院 院長	公的医療機関	鈴鹿	
7	委員	藤井英太郎	名張市立病院 院長		伊賀	
8	委員	三田 孝行	松阪中央総合病院 院長		松阪	
9	委員	小藪 助成	尾鷲総合病院 院長		尾鷲	
10	委員	加藤 弘幸	紀南病院 院長		尾鷲	
11	委員	相田 直隆	いなほ総合病院 院長		桑名	
12	委員	金城 昌明	市立四日市病院 院長	臨床研修病院	三四	
13	委員	清水 敦哉	済生会松阪総合病院 院長		松阪	
14	委員	楠田 司	伊勢赤十字病院 院長		伊勢	
15	委員	武内 操	武内病院 院長	民間病院	津	
16	委員	二井 栄	三重県医師会 会長	診療に関する学識経験者の団体	-	
17	委員	湊藤 啓広	三重大学 医学部長	大学その他の 医療従事者の 養成に係る機関	-	
18	委員	伊佐地 秀司	NPO法人MMC卒後臨床研修センター 理事長		-	(再掲)
19	委員	猪木 達	岡波総合病院 院長	社会医療法人	伊賀	
20	委員	田中 滋己	三重中央医療センター 院長	独立行政法人国立病院機構	津	
21	委員	住田 安弘	四日市羽津医療センター 院長	独立行政法人地域医療機能推進機構	三四	
22	委員	谷 眞澄	三重県看護協会 会長	地域の医療関係団体	-	
23	委員	亀井 利克	三重県市長会	関係市町村	-	会長
24	委員	大畑 覚	三重県町村会		-	御座長
25	委員	秋山 則子	三重みなみ子どもネットワーク 理事長	地域住民を代表する 団体	伊勢	
26	委員	山下 美恵	志摩地域医療を考える会 会長		伊勢	
27	委員	加太 竜一	三重県 医療保健部長	県	-	

三重県地域医療対策協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23の規定に基づき、三重県における医師確保対策に関する事項について協議、調整を行う三重県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議、調整を行う。

- (1) キャリア形成プログラム（医師不足地域に派遣される医師の能力開発及び向上を図るための計画）に関すること
- (2) 医師の派遣に関すること
- (3) 医師不足地域に派遣された医師のキャリア形成支援及び負担軽減の措置に関すること
- (4) 医師法の規定によりその権限が属せられた事項に関すること
- (5) 医師確保のために大学と県が連携して行う取組に関すること
- (6) その他医療計画において定める医師の確保を図るために必要なこと

(組織)

第3条 協議会は、医療法の規定に基づき次に掲げる者の管理者その他の関係者をもって組織し、知事が任命する。

- (1) 医療機関
 - (2) 医療関係団体
 - (3) 大学その他医療従事者養成に係る機関
 - (4) 関係市町
 - (5) 住民を代表する団体等
 - (6) その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名をそれぞれ置く。

- 2 会長は委員のうちから互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時には、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 協議会は、専門的な事項の調査や実務的な調整等のため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会を構成する委員は、会長が指名する。
- 3 部会には、部会長1名、副部会長1名を置く。
- 4 部会長は、部会の委員のうちから互選し、副部会長は部会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会に属する委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 8 部会長は、部会が決定した事項について、その内容を協議会に報告または提案するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、三重県医療保健部に協議会の事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は平成30年12月27日から施行する。

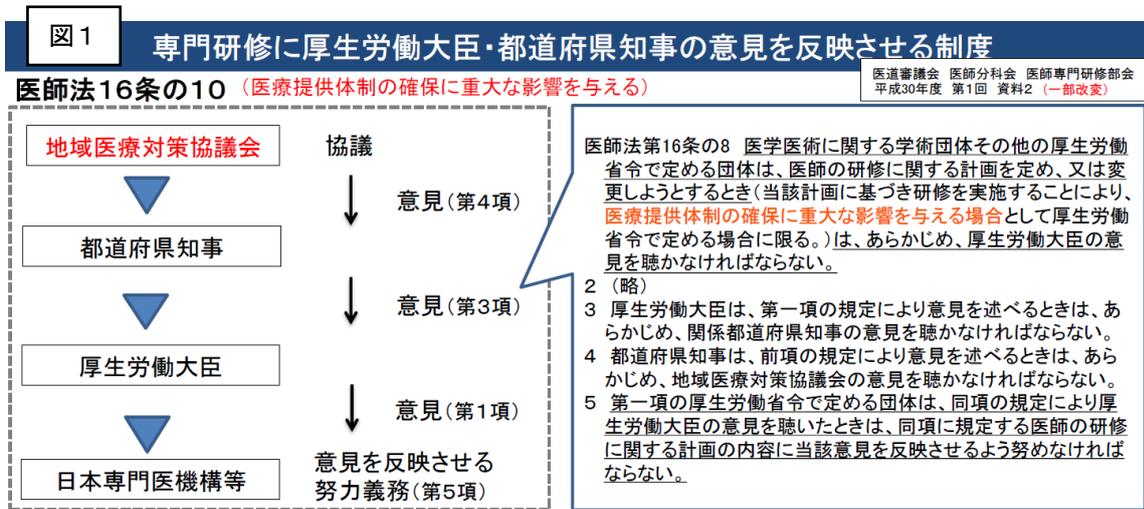
附 則 この要綱は令和2年12月14日から施行する。

令和3年度 三重県地域医療対策協議会医師専門研修部会の結果 及び国への意見について

1 専門研修プログラムの協議について

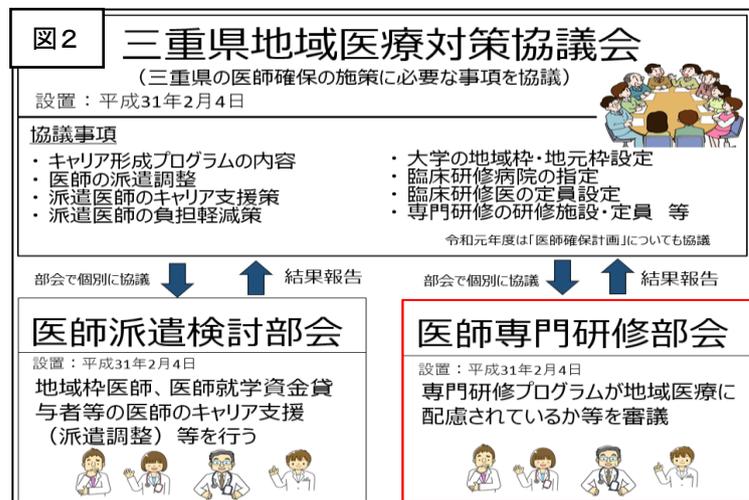
日本専門医機構が令和4年度に研修を開始する県内の専門研修プログラム（以下「プログラム」という。）に対して、厚生労働省から都道府県に意見照会がありました。

県は、各プログラムについて、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合、医師法第16条の10の規定により、地域医療対策協議会の意見を聞いたうえで意見を提出することができます。（図1参照）



本県では、各プログラムについて、地域の医療提供体制の確保の観点から審議を行うため、地域医療対策協議会に医師専門研修部会（以下、「専門研修部会」という。）を設置しプログラムの内容等を審議しているところです（図2参照）。

このため、本年度においても、県内の30プログラムの内容を審議するため、2回に分けて個別にヒアリングを実施しました。



2 専門研修部会の開催結果について

専門研修部会は、日本専門医機構において審査中のプログラムを審議することから、非公開で開催し、県内病院が基幹施設となる30プログラムについて審議を行いました。

(1) 会議の開催内容

・第1回

日時：令和3年7月26日（月）18時45分～20時50分

開催方法：オンライン

委員：諸岡部会長、藤井委員、加藤委員、楠田委員、青木委員、坂倉委員、
近藤委員、岡本委員、杉本委員（全員出席）

・第2回

日時 令和3年8月2日（月）18時45分～20時50分

開催方法：オンライン

委員：諸岡部会長、藤井委員、加藤委員、楠田委員、青木委員、坂倉委員、
近藤委員、岡本委員、杉本委員（全員出席）

(2) 議題

・第1回（7月26日）

- 1 運営要領の改正案について
- 2 地域医療対策協議会の役割について
- 3 令和4年度研修開始者対象の各専門研修プログラムの内容確認（15件）
- 4 国への意見提出について

・第2回（8月2日）

- 1 令和4年度研修開始者対象の各医師専門研修プログラムの内容確認（15件）
- 2 国への意見提出について
- 3 令和4年度以降の医師専門研修部会の進め方について

(3) 審議したプログラム数、審議内容

- 1 県内病院が基幹施設となる30プログラム
- 2 プログラム統括責任者等から提出された資料（①②③）に基づいて、ヒアリングを実施
①チェックリスト（様式：資料7）
②プログラム概要（A4：1枚 任意様式）
③プログラム本文（日本専門医機構において審査中のもの）
- 3 プログラム以外に、国からの意見照会事項についても協議

(4) 審議結果

各プログラム統括責任者等からヒアリングを行った結果、概ね地域医療への配慮が行われていること等を確認し、審議の結果、厚生労働省へ改善を求める意見はありませんでした。

また、プログラム以外の国からの意見照会事項についても協議の結果、特に意見はありませんでした。

(5) 厚生労働省への意見について

医師専門研修部会の審議結果をふまえ、厚生労働省に「意見なし」として報告いたしたい。

参 考 资 料

令和3年度 第1回三重県地域医療対策協議会医師専門研修部会 事項書

日時 令和3年7月26日(月) 18時45分～
オンライン開催

- 1 部会長の選出について
 - 2 運営要領の改正案について【資料1】
 - 3 地域医療対策協議会の役割について【資料2】
 - 4 令和4年度研修開始者対象の各専門研修プログラムの内容確認【別冊】
 - ・ 各プログラム7分(説明3分、質疑応答3分、入替1分)
 - ・ 各プログラム責任者等から提出された資料に基づき、地域医療体制の確保に係る観点から内容を確認
- 基幹施設からの提出資料

 - ・プログラム概要(A4版1枚)
 - ・チェックリスト(あらかじめ、自己チェックをしたもの)
 - ・プログラム(本冊)
- ・ 各プログラムの順番は、別紙時間割表のとおり
- 5 国への意見提出について(第1回分)

【配付資料】

<事前送付資料>

- ・ 事項書
- ・ 時間割表
- ・ 委員名簿
- ・ 運営要領(案)【資料1】
- ・ 地域医療対策協議会の役割について【資料2】
- ・ 三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラム【資料3】

【別冊】

- ・ 時間割表
- ・ 各プログラム提出資料
(プログラム概要、チェックリスト、プログラム本冊)

令和3年度 第2回三重県地域医療対策協議会医師専門研修部会 事項書

日時 令和3年8月2日（月）18時45分～
オンライン開催

1 令和4年度研修開始者対象の各専門研修プログラムの内容確認【別冊】

- ・ 各プログラム7分（説明3分、質疑応答3分、入替1分）
- ・ 各プログラム責任者等から提出された資料に基づき、地域医療体制の確保に係る観点から内容を確認

○基幹施設からの提出資料

- ・ プログラム概要（A4版1枚）
- ・ チェックリスト（あらかじめ、自己チェックをしたもの）
- ・ プログラム（本冊）

- ・ 各プログラムの順番は、別紙時間割表のとおり

2 国への意見提出について（第2回分）

3 令和4年度以降の医師専門研修部会の進め方について【資料4】

[配付資料]

<事前送付資料>

- ・ 事項書
- ・ 時間割表
- ・ 委員名簿
- ・ 運営要領
- ・ 令和4年度以降の医師専門研修部会の進め方について【資料4】

三重県地域医療対策協議会医師専門研修部会 委員名簿

No	役職	委員名	出身団体等名称・役職	備考
1	委員	諸岡 芳人	三重県病院協会 副理事長	三重県済生会支部長
2	委員	藤井 英太郎	名張市立病院 院長	
3	委員	加藤 弘幸	紀南病院 院長	
4	委員	楠田 司	三重県病院協会 理事	伊勢赤十字病院 院長
5	委員	青木 大五	三重県医師会 理事	
6	委員	坂倉 健二	三重県医師会 理事	
7	委員	近藤 峰生	三重大学医学部附属病院 臨床研修・キャリア支援部長	
8	委員	岡本 隆二	三重大学医学部附属病院 臨床研修・キャリア支援部教授	
9	委員	杉本 匡史	三重県医療保健部 医療政策総括監	

三重県地域医療対策協議会 医師専門研修部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県地域医療対策協議会運営要綱第6条の規定に基づき設置された医師専門研修部会（以下「専門研修部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 専門研修部会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 日本専門医機構等に対する専門研修に対する意見聴取に関すること
- (2) キャリア形成プログラムに関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 専門研修部会は、地域医療対策協議会会長が指名した者を委員として組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(部会長)

第4条 専門研修部会に部会長1名、副部会長1名をそれぞれ置く。

- 2 部会長は、委員の互選により選出し、副部会長は部会長が指名する。
- 3 部会長は、会務を総理する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を行う。

(会議)

第5条 専門研修部会は部会長が招集し、その議長となる。

- 2 専門研修部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、専門研修部会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(報告)

第6条 部会長は、専門研修部会が決定した事項について、その内容を三重県地域医療対策協議会に報告又は提案する。

(事務局)

第7条 専門研修部会の事務局は、三重県医療保健部に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、専門研修部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則 この要領は、令和元年6月17日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年7月26日から施行する。

Web会議システムを利用した会議への出席について

令和3年7月26日
三重県地域医療対策協議会
医師専門研修部会

- 1 三重県地域医療対策協議会医師専門研修部会（以下、「部会」という。）において、部会長が必要と認めるときは、部委員（議事に関係のある臨時の出席者を含む。以下同じ。）は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。
- 2 Web会議システムによる出席は、三重県地域医療対策協議会医師専門研修部会運営要綱（令和元年6月17日）第5条に規定する出席に含めるものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の部会員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。
- 3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声が送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
- 4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。
なお、会議が非公開で行われる場合は、会長が議事に関係があると認められた者以外の者に視聴させてはならない。

三重県地域医療対策協議会『医師専門研修部会』（オンライン）専門研修プログラム一覧

1 部会の開催（7月26日、8月2日共通）

- ・ 18時45分開始、事前説明
- ・ 19時より専門研修プログラムのヒアリング開始

2 専門研修プログラムに係るヒアリングの実施

◇7月26日（月）19：00開始

順番	開始時間	プログラム名および順番	新規	頁	キャリア形成プログラム
1	19:00	内科 三重大学医学部附属病院		5	有
2	19:07	内科 市立四日市病院		141	有
3	19:14	内科 伊勢赤十字病院		227	有
4	19:21	内科 岡波総合病院		299	有
5	19:28	小児科 三重大学医学部附属病院		345	有
6	19:35	皮膚科 三重大学医学部附属病院		393	有
7	19:42	精神科 三重大学医学部附属病院		417	有
8	19:49	精神科 こころの医療センター		467	無（辞退）
9	19:56	外科 三重大学医学部附属病院		523	有
10	20:03	外科 市立四日市病院		635	有
11	20:10	外科 伊勢赤十字病院		655	有
12	20:17	整形外科 三重大学医学部附属病院		719	有
13	20:24	整形外科 鈴鹿回生病院		745	無（辞退）
14	20:31	産婦人科 三重大学医学部附属病院		767	有
15	20:38	産婦人科 伊勢赤十字病院		793	有

◇8月2日（月）19：00開始

順番	開始時間	プログラム名および順番	備考	頁	キャリア形成プログラム
16	19:00	眼科 三重大学医学部附属病院		819	有
17	19:07	耳鼻咽喉科 三重大学医学部附属病院		847	有
18	19:14	泌尿器科 三重大学医学部附属病院		885	有
19	19:21	脳神経外科 三重大学医学部附属病院		923	有
20	19:28	放射線科 三重大学医学部附属病院		941	有
21	19:35	麻酔科 市立四日市病院		977	有
22	19:42	麻酔科 県立総合医療センター	新規	997	無（新規）
23	19:49	麻酔科 伊勢赤十字病院	新規※1	1017	無（新規）
24	19:56	病理 三重大学医学部附属病院		1037	有
25	20:03	臨床検査 三重大学医学部附属病院		1071	有
26	20:10	救急科 三重大学医学部附属病院		1101	有
27	20:17	リハビリテーション科 三重大学医学部附属病院		1135	有
28	20:24	リハビリテーション科 藤田医科大学七栗記念病院		1179	有
29	20:31	総合診療 三重大学医学部附属病院		1257	有
30	20:38	総合診療 三重県地域医療研修センター（紀南病院）		1297	有

※1 募集再開

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

医師法第 16 条の 10 の規定に基づく専門研修に関する協議について

記

1. 概要

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う医師法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 30 年 10 月 15 日付厚生労働省医政局長通知医政発 1015 第 7 号）のとおり、医師法第 16 条の 10 第 1 項並びに医師法施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 に基づき、一般社団法人日本専門医機構（以下、「日本専門医機構」という。）又は基本領域学会（同規則第 19 条の 2 第 2 号から第 19 号までに規定する団体をいう。）が医師の研修に関する計画を定め、又は変更する場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならないこととされている。また、厚生労働大臣が意見を述べる時は、医師法第 16 条の 10 第 3 項に基づき、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならないこととされている。

2. 協議方法等

医師法第 16 条の 10 の規定に基づく専門研修に関する協議については(1) から (3) までに従い実施すること。

(1) 日本専門医機構及び基本領域学会から国及び都道府県への情報提供

日本専門医機構及び基本領域学会は、国に対して、下記①の情報を、都道府県に対して、下記②の情報を提供すること。

①国に対する情報提供

- ア 専門医制度新整備指針
- イ 専門医制度新整備指針運用細則
- ウ プログラム整備基準

②都道府県に対する情報提供

研修プログラムの内容（基幹施設・連携施設ごとの施設名・指導医数等）

(2) 国から都道府県への協議

協議方法や確認事項を明示した上で都道府県への協議を行う。

(3) 都道府県から国への意見

3(2)のとおり確認し、医療提供体制の確保に与える影響への配慮の観点から改善を求める意見がある場合、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、研修プログラムごとに別紙1の様式により厚生労働省に提出すること。なお、改善を求める意見は(1)①及び②に掲げる事項に関する修正又は運用の改善を伴うものに限られるものであること。

(4) 国から日本専門医機構及び基本領域学会への意見

(3)により提出された都道府県の意見を国において集約し、医道審議会医師分科会医師専門研修部会に諮った上で、日本専門医機構及び基本領域学会へ意見を提出すること。

3. 国及び都道府県での確認事項について

国及び都道府県は、日本専門医機構及び基本領域学会から提出された情報について、次の事項を確認する。

(1) 国

地域の医療提供体制に影響を与えるものではないこと。

(2) 都道府県

日本専門医機構が提示した都道府県別・診療科別のシーリングを踏まえ、次に掲げる条件を満たすことなどにより、地域の医療提供体制に影響を与えるものではないこと。

- ① 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- ② 各都道府県のキャリア形成プログラムの運用において、診療科別の専門研修プログラムの定員配置が適切なものであること。
- ③ 各研修プログラムが都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。
 - ・診療科別の専門研修プログラムの定員配置が医師少数区域などに配慮されていること。
 - ・各研修プログラムの連携施設が、各都道府県の偏在対策に資するものであること。
- ④ 専門医の取得と併せて臨床研究に従事する医師を養成する臨床研究医コースをシーリングの枠外にて40名から設けること。
- ⑤ 特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠の従事要件に配慮された研修プログラムであること。

以上

意見様式

都道府県名： _____

基幹施設名： _____

診療科領域名： _____

プログラム名： _____

1. 基幹施設又は連携施設に関する意見（3（2）①に関するもの）

2. 定員配置等に関する意見（3（2）②に関するもの）

3. 医師確保対策又は偏在対策に関する意見（3（2）③に関するもの）

4. 臨床研究医コースを設けることに関する意見（3（2）④に関するもの）

5. 地域枠の従事要件に配慮した研修プログラムであることに関する意見（3（2）⑤に関するもの）

6. その他

医師専門研修プログラムチェックリスト（三重県）
（令和4年度研修開始）

領域及び基幹施設	(領域)	(基幹施設)
統括責任者	(役職)	(氏名)
担当者	(役職)	(氏名)
担当者 連絡先	(電話)	
	(E-mail)	

会議 当日の 出席者	(役職)	(氏名)
	当日連絡できる電話番号 TEL : (三重大学病院の場合は内線番号記入 :)	

1 現プログラムからの変更点など

項目	変更の有無	変更内容	備考
募集定員	令和3年度 ____人 → 令和4年度 ____人		
採用数	令和3年度研修開始専攻医 ____人		
指導医数	令和3年度 ____人 → 令和4年度 ____人		
研修施設の変更	<input type="checkbox"/> あり (右欄へ) <input type="checkbox"/> なし	追加施設 : 除外施設 :	
研修コースの変更	<input type="checkbox"/> あり (右欄へ) <input type="checkbox"/> なし	変更内容 :	
その他 (特筆すべき点について)	<input type="checkbox"/> あり (右欄へ) <input type="checkbox"/> なし		

確認のうえチェックを入れて下さい (以下、同じ)

2 領域

項目	確認・検討内容	チェック
研修施設	○従来の学会認定制度において専門医を養成していた医療機関が専攻医の受入れを希望する場合は、連携施設として承認を行ったか <small>(参考) 整備指針規定【II 3 (4)】</small> <small>・従来の学会認定制度において専門医を養成していた医療機関が、専攻医の受入れを希望する場合は、専門医育成のため質の低下をきたさない範囲で基幹施設の承認のもと基幹施設の責任で連携施設となれるものとする。</small>	<input type="checkbox"/>
	具体的内容 (必須記入)	

3 プログラム

項目	確認・検討内容	チェック
研修期間	○特別な症例を経験するために必要になる等の事情がなければ、原則、基幹施設での研修は6カ月以上となっているか	<input type="checkbox"/>
	○連携施設での研修は、原則、一か所につき3か月未満となっていないか	<input type="checkbox"/>
	(参考) 整備指針の規定【I 3 (1) iii】 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、研修プログラム制における研修では、研修施設群を形成し、ローテート研修を行うものとし、実際の運用に当たっては地域医療が維持されるように、また、研修の質の低下にならない範囲で柔軟に対応する ・特別な症例を経験するために必要になる等の事情がなければ、原則として、基幹施設での研修は6カ月以上 ・連携施設での研修は原則一か所につき3か月未満とならないことが原則 ・一か所当たりの研修期間については、診療科の特性や都道府県協議会との調整を踏まえ定める 	
具体的内容 (必須記入)		
項目	確認・検討内容	チェック
経験目標	○プログラムに記載されている経験目標に、病診・病病連携、地域包括ケア、在宅医療、都市部以外などでの医療経験が含まれているか	<input type="checkbox"/>
	(参考) 整備指針の規定【II 2 (3) iv】 <ul style="list-style-type: none"> ・基本領域学会専門医研修においては、病診・病病連携、地域包括ケア、在宅医療、都市部以外などでの医療経験を含む 	
具体的内容 (必須記入)		

4 地域医療への配慮

※専門医の制度確立の基本理念の一つとして、「医師の地域偏在等を助長することがないよう、地域医療に十分配慮した制度であること」が、整備指針に規定されています。

※また、三重県地域医療支援センターでは、若手医師が、様々な臨床現場を経験する中で、三重県の地域医療を学ぶとともに、キャリア形成に不安を持つことなく、基本領域の専門医資格が取得できることを目指しています。

項目	確認・検討内容	チェック
複数施設での研修	<p>○県内における複数の連携施設で研修を行う中で、三重県の地域医療を学ぶことが可能か。</p> <p>(参考) 整備指針の規定【I3 (1) i、II3 (1)、II3 (2)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修プログラム制は、研修プログラムに定められた到達目標を、年次ごと（例えば3～5年間）に定められた研修プログラムに則って研修を行い、専門医を養成するもので、一つの基幹施設のみでの完結型の研修ではなく、一つ以上の連携施設と研修施設群を作り循環型の研修を行うものとする。すなわち、一つの病院だけの研修を行うと、その病院の性質（地域性、医師の専門等）の偏りにより研修に偏りがでる可能性があるため、他の連携病院を必ず作り循環型の研修を行うものである。 ・専門研修専攻医は、施設群内の複数施設を年次で定められたプログラムに則って計画的に異動することによって、到達目標、経験目標を偏りなく達成することとなるが、この仕組みは、地域医療確保の観点からも、極めて重要である。 ・専門研修施設群は地域性のバランス、当該医療圏における地域医療に配慮して、専門研修が適切に実施・管理できることが重要である。 <p>具体的内容（必須記入）</p>	<input type="checkbox"/>
適切な研修期間	<p>○県内の連携施設のうち、医師が不足していると思われる医療機関又はへき地の医療機関等で研修を行った場合でも、研修期間が過度に長びくことなく、専門医資格の取得が可能か。</p> <p>(参考) 整備指針・運用細則の規定【II3 (3) i】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各専門研修施設には、学会の定める専門研修指導医を置く。常勤の専門研修指導医が在籍しない施設での研修が地域医療を考慮して必要となる場合には、期間を限定するとともに他の専門研修施設から随時適切な指導を受けられる等、医療の質を落とさない研修環境を整えることが必要である。 例えば「関連施設」等の連携施設に準じる枠組みを基本領域学会の定める施設基準で考慮する。すなわち、地域医療を維持するために必要な施設において常勤の専門研修指導医を置くことが困難な場合、研修連携施設に準ずる施設を基幹施設の承認のもと研修プログラムに組み入れ、これらの施設での研修も各領域が定める期間、指導医が不在であっても研修として認めるように基幹施設の責任において配慮する。 <p>具体的内容（必須記入）</p>	<input type="checkbox"/>

5 地域枠入学者や三重県医師修学資金貸与者への配慮

※三重県医師修学資金制度は、県内の医師不足・偏在解消に向け、医学生を対象に県が修学資金の貸与を行い、卒業後、医師として9年間を県内の医療機関で勤務（うち一定期間を医師不足地域で勤務）することにより、貸与額の返還が免除される制度です。

項目	確認・検討内容	チェック
県内の地域の医療機関での研修	○地域枠入学者や三重県医師修学資金貸与者に対し、医師不足地域（医師少数区域及び医師少数スポット）で研修させることが可能か。 【欄外、補足説明参照】 (参考) 整備指針の規定【I 3 (1) i)】 ・地域枠入学や奨学金供与（給与・貸与）を受けている専攻医に関しては、機構は、地域枠や奨学金供与の義務の発生する各都道府県等及び各基本領域学会に対して、専門医制度を適切に行えるように要請する。	□
	具体的内容（必須記入／県内の医療機関名）	
	○ 医師少数区域・医師少数スポット内の研修施設名	

【補足説明】

三重大学地域枠入学者や三重県医師修学資金貸与者は、医師3年目から9年目までの間に、医師不足地域（医師少数区域及び医師少数スポット）で一定期間の勤務が求められています。

- 医師少数区域及び医師少数スポットでの勤務期間
 - 地域枠A・地域医療枠 : 1年以上の勤務
 - 地域枠B : 2年以上の勤務
 - 医師修学資金貸与者（地域枠以外） : 1年以上の勤務
- 医師少数区域及び医師少数スポット（①～③）（別紙 地図参照）
 - ① 医師少数区域 :
紀北町・尾鷲市・熊野市・御浜町・紀宝町
 - ② 医師少数スポット（地域枠B 推薦地域） :
津市（白山町、美杉町）・伊賀市・名張市
松阪市（飯南町、飯高町）・多気町・大台町・大紀町
鳥羽市・志摩市・南伊勢町
 - ③ 医師少数スポット（その他の地域） :
いなべ市・東員町・菰野町・亀山市

上記地域での勤務（常勤又は非常勤）が可能かどうか、当日のヒアリングでお聞きしますので、ご回答ください。

6 勤務環境への配慮

※本県では、女性医師等をはじめとした医療従事者が安心して働くことができる勤務環境整備の推進を目的として、「女性が働きやすい医療機関」認証制度等の取組を行っています。

項目	確認・検討内容	チェック
女性医師等への柔軟な対応	<p>○出産・育児・介護・留学など、相当の合理的な理由がある場合、研修期間の中断やカリキュラム制による研修を行うことができる等の配慮がされているか。</p> <p>(参考) 整備指針の規定【I 3 (1) ii】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム制を選択した専攻医の場合にも、プログラム制で求められている専門医となるために必要となる全般的、幅広い疾患の症例を経験する到達目標と同等の症例の経験を積むこととする。 ・研修修了に際しては各学会が定めた認定施設（基幹施設、連携施設など）における研修実績が評価される。特定の従事要件を有する医科大学卒業生または地域枠での入学者、医師少数地域の地域医療従事者や、出産、育児等により休職・離職を選択した女性医師等、介護、留学など、相当の合理的理由がある医師であっても専門医の取得ができるよう、以下の場合には、研修プログラム制と同等の当該分野全般にわたる症例を経験し専門医育成の教育レベルが担保されることを条件に柔軟な研修施設選択や研修期間の延長ができるような対応を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等） 2. 出産、育児、介護等のライフイベントにより、休職、離職を選択する医師 3. 海外・国内留学する医師 4. タブルボードを希望する医師 5. その他領域学会と機構が認めた相当の合理的な理由な場合 	<input type="checkbox"/>
	<p>具体的内容（必須記入）</p>	
	<p>◎貴プログラムにおいて、これまでにカリキュラム制を適用した専攻医はいますか。</p> <p><input type="checkbox"/> あり（適用年度 ____ 年度から ____ 名）</p> <p><input type="checkbox"/> なし</p>	

7 その他

項目	確認・検討内容	チェック
特段の配慮	<p>○プログラムを作成する上で、地域医療について、特に配慮した事項があるか。</p> <p>(参考) 整備指針の規定【II 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門医制度は医療提供体制に深く関わっており、地域医療の重要性から基本領域学会専門医の運用においては、地域における医師偏在を解消することに努めるものとする。 	<input type="checkbox"/>
	<p>具体的内容（必須記入）</p>	

【別紙】

○ 医師不足地域について

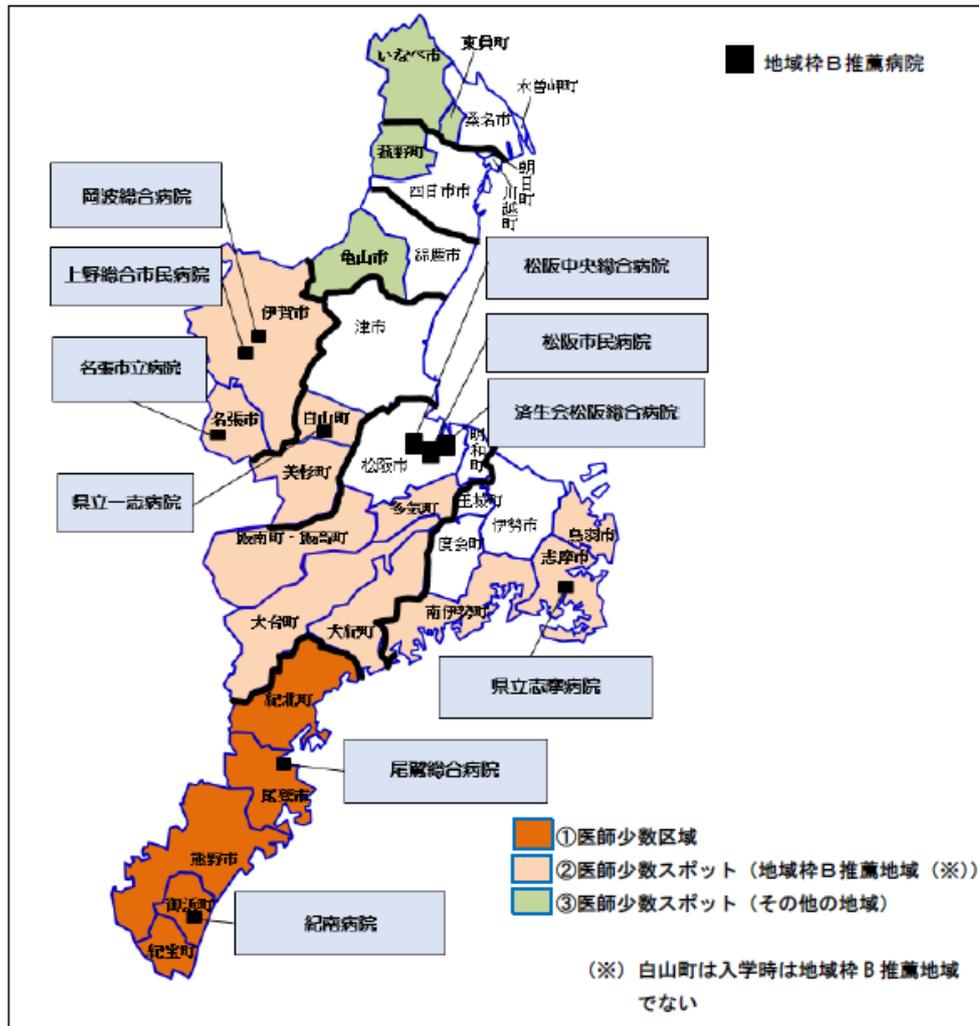
平成30年7月の医療法改正に基づき、三重県が令和2年3月に策定した「三重県医師確保計画」において、医師の不足する地域を「医師少数区域」及び「医師少数スポット」として定めた。

令和2年4月以降は、「医師少数区域」及び「医師少数スポット」が医師不足地域として位置付けられる。

(参考)

医師少数区域・医師少数スポット

令和2年3月改訂



○ 医師少数区域・医師少数スポット (市町名)

- ① 医師少数区域 紀北町 ・ 尾鷲市 ・ 熊野市 ・ 御浜町 ・ 紀宝町
- ② 医師少数スポット (地域枠B推薦地域)
 - ・ 津市 (白山町 (※)、美杉町) ・ 伊賀市 ・ 名張市
 - ・ 松阪市 (飯南町、飯高町) ・ 多気町 ・ 大台町 ・ 大紀町
 - ・ 鳥羽市 ・ 志摩市 ・ 南伊勢町

(※) 白山町は、入学時は地域枠B推薦地域でない
- ③ 医師少数スポット (その他の地域)
 - ・ いなべ市、東員町、菟野町、亀山市